## 事業概略書

事	業	名	雇用された手話通訳者の労働と健康についての実態に関する調査研究
事	業目	的	手話通訳者の業務上生じる頸肩腕障害等の健康問題が30年以上前から生じている。 近年、手話言語条例の広まりや新たな遠隔手話サービス・電話リレーサービスの公共 インフラ化等に伴う手話通訳の活動の場の拡大や高齢化・頸肩腕障害による健康問題 が懸念されている。 手話通訳の労働条件や頸肩腕障害等の健康問題等のアンケート調査を行い手話通訳 者が抱える課題を明らかにして、今後の意思疎通支援事業の担い手となる手話通訳者 の制度の充実のために研究をする。
事	業概	要	手話通訳を日常業務とし、福祉・医療・教育・労働の分野で自治体や公共機関及び各種団体などに雇用されている者を対象にアンケート調査等を行った。  1)全国の聴覚障害者に関わって働く雇用された手話通訳者の労働実態及び健康状態を調査。  2)手話通訳に関わる都道府県・市町村の事業の実施状況について把握。  3)手話通訳者が抱える諸課題を明らかにし、必要な法制度を提言の検討。  4) 1990年・1995年・2000年・2005年・2010年・2015年の調査結果との比較から、手話通訳者の働く条件、手話通訳制度の変化を見ることによって、今後の手話通訳制度等の確立に向けた基礎調査。
事業実施結果及び効果			・対象者 1989 人、有効回答者 1537 人で回答率は、77.3%であった。 ・専任手話通訳者集団の平均年齢は以前比べても高く、54.4 歳となり高齢化問題は、 手話通訳制度の根幹に関わる問題なっている。 ・危険自覚症状者率は、常勤自治体・正規職員及び医療機関所属の手話通訳者は3人に1人が危険自覚症状者であり、業務負担の軽減・健康管理の強化を図る必要がある。・地方公共団体で手話通訳業務の評価が低い現状から、単にコミュニケーションの媒介ではなく聴覚障害者の暮らしをささえる生活支援を基本的業務と位置付けることが必要である。 ・調査結果の報告書・パンフレットをもとに、手話関係者で手話通訳者制度に提言できるよう学習会を行う。
事	業主	体	郵便番号: 602-0901 所 在 地:京都市上京区室町通今出川下ル北小路町 399-2 繊維会館内 法 人 名:一般社団法人全国手話通訳問題研究会 電話番号/E-MAIL: 075-451-4743/ NRASLI@zentsuken.net

## (注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ250字程度で簡潔に記入すること。